

悪天候時の対応について

平成 25 年 10 月 15 日 岐阜東高等学校

1. 非常変災時の「警報」発令における生徒の登・下校指導について

(1) 生徒が登校する以前に「警報」が発令されている場合

① **岐阜市内に住んでいる生徒**(高校・中学)が、登校する以前に岐阜市に「**警報**」が発令されている場合

(ア) 午前6時00分までに解除された場合は、平常授業とします。

(イ) 午前6時00分より午前10時(土曜日は9時)までに解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始します。

(ウ) 午前10時(土曜日は9時)までに解除されない場合は、当日の授業は中止します。

ただし、(ア)(イ)の場合において、道路・橋の損壊などで危険な場合は、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及びません。

② **岐阜市以外に住んでいる生徒**(高校・中学)が、登校する以前に岐阜市に「**警報**」が発令されている場合 ⇒ ①に準じます。

③ **岐阜市以外に住んでいる生徒**(高校・中学)が、岐阜市に「**警報**」が発令されていなくても、登校する以前に居住あるいは登校時に通過する市町村に「**警報**」が発令されている場合 ⇒ ①に準じます。

(2) 生徒の登校後に非常変災時の「警報」が発令された場合

① 高校

発令時の気象状況(台風の中心位置・規模・進行速度・方向等)交通機関の状況、道路の状況等を判断して、「**校内待機**」としますが、生徒を安全に帰宅させようと認めた場合、当日の授業を中止して速やかに下校させます。

遠距離通学者については、その帰宅が困難と認められる場合には、その危険がなくなるまで学校に残し「**校内待機**」、校内の最も安全な場所に集めます。

② 中学

警報発令前に下校させることを原則とします。

警報が発令中に下校させる時は、生徒の安全が確保できないと判断される場合は、生徒を単独では下校させず、「**校内待機**」または、**保護者に迎え**を依頼します。

2. 非常変災時の「警報」警報発令時は、発令中原則平常通りの授業を行わない

(「**校内待機**」または「**下校**」)。

3. スクールバスの運行・運休は午前5時に判断し、**運休**の場合はその後の警報の解除・授業の有無に係らず**全便が運休**となります。

保護者さまへ

以下の点に特に注意して下さい。

暴風警報以外の場合も**非常変災時の「警報」として十分な注意をしてください。**

ラジオやテレビの情報に十分注意して下さい。

風雨・出水などにより、道路の寸断や交通機関の乱れなどの事態が予想されます。普段以上に安全に注意して「**自宅待機**」または「**登下校**」して下さい。